平成２４年（フ）第１６６７号
埼玉県上尾市浅間台３丁目14番地12
債務者　佐瀬　末八
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２１８３号
名古屋市南区豊田４丁目３番５号　エクセル豊田202号、従前の住所名古屋市南区豊田４丁目27番地の１　コーポトモエ301号
債務者　松山まゆみ
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤麻衣子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３３７号
京都市伏見区西朱雀町795番地
債務者　吹田聖一朗
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　草地　邦晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２０６０号
札幌市中央区南23条西８丁目１番30―509号
債務者　乾　　健紀
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３２３号
宮崎市生目台東４丁目４番地１　市営住宅193棟16号
債務者　中野ひとみ（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹田　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月26日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９７号
鹿児島県霧島市国分剣之宇都町176番地ピアレージュ剣之宇都106
債務者　唐仁原和行
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙妻　価織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
新潟県新発田市小見295番地１
債務者　杉﨑　幸子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若槻　直大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月13日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第２５３７号
札幌市白石区本通12丁目南４番５号　ＭＩＫＩハウス201号
債務者　岡本　正思
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神戸　俊昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月19日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６６９号
静岡市清水区押切882番地の１　東海建材工業アパート102号
債務者　上村正比左
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生　絵美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９０号
岐阜県飛騨市古川町若宮１丁目３番52号
債務者　長屋　一彦
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
島根県雲南市木次町木次861番地の内第１の１
債務者　飯塚　幸則
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　光谷香朱子
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６１号
松江市寺町199番地１
債務者　ワダ美容室こと　和田　邦久
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桐山香代子
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６２号
松江市寺町199番地１
債務者　和田　廸子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桐山香代子
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３９１号
愛媛県松山市畑寺町丙12番地10　りつりん館302号、住民票上の住所愛媛県松山市畑寺町丙12番地10　りつりん館202号
債務者　富岡　直幸
法定代理人成年後見人　箭内　知浩
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６４号
青森県弘前市大字宮園４丁目14番地５
債務者　田中　友樹
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第３０５号
千葉県佐倉市稲荷台１丁目13番地16　シャルムハイツ中台Ａ101、申立時の住所千葉県佐倉市臼井1413番地90
債務者　ＣＯＮＤＥ　ＺＥＮＡＩＤＡ　ＭＩＲＡＮＤＡ
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３２１号
千葉県印西市木刈１丁目７番地10
債務者　佐藤　信吾
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部